

新潟市教育ビジョン推進委員会開催要綱

(目的)

第1条 新潟市教育ビジョン（以下「教育ビジョン」という。）の進行管理を行うため、新潟市教育ビジョン推進委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

第2条 委員会は、次の事項を行う。

- (1) 教育ビジョンの実施計画について意見を述べること
- (2) 教育ビジョンの進捗状況について報告を受け、助言を行うこと
- (3) その他教育ビジョンの進行管理について助言を行うこと

(委員構成等)

第3条 委員会は、委員8人以内をもって構成する。

2 委員は、市民及び識者のうちから構成する。

3 委員のうち2人以内は公募により選任し、公募委員の選任方法は別に定める。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、通算の在任期間が6年を超えて再任することはできない。

2 任期中に委員が交代するときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は委員会の進行を行う。

3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、新潟市教育ビジョン推進本部設置要綱第3条で規定する本部長（以下「教育ビジョン推進本部長」という。）が招集する。

2 教育ビジョン推進本部長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、教育総務課内に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育ビジョン推進本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

((仮称)新潟市教育ビジョン検討委員会設置要綱の廃止)

2 (仮称)新潟市教育ビジョン検討委員会設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。